

事務事業評価資料

施策名		生活交通バス対策の推進		所管部局課名	県土整備部県土企画局交通政策課					
事業名		コミュニティバス運行総合支援事業		担当者電話番号	地域交通係 078-362-3887					
事業目的		路線バス撤退後の代替交通・交通空白地域における地域住民の移動手段として、コミュニティバス路線を確保する。								
事業内容		市町が運行経費の一部として、実質的に負担している額に対して補助を行う。 対象者：市町 対象路線：日常生活に不可欠なバス路線として、兵庫県生活交通対策地域協議会で認められた路線、市町が運行経費の一部を負担している路線等 補助対象経費：運行に伴う市町の負担額×0.2 補助限度：運行費用と運行収入の差額×0.2 又は 標準収支不足額×0.2 又は 標準収支不足単価(181円を上限)×(市町平均欠損率÷市町別欠損率)×年間実車走行キロ×0.2					事業開始年	平成16年度		
事業に要するコスト	区分	平成19年度決算額		平成20年度当初予算額		平成21年度当初予算額				
	事業費	(43,608 千円) 43,608 千円		(51,769 千円) 51,769 千円		(51,733 千円) 51,733 千円				
	人件費	1,783 千円	従事人員 0.2人	1,694 千円	従事人員 0.2人	1,672 千円	従事人員 0.2人			
	総コスト(+))	45,391 千円	従事人員 0.2人	53,463 千円	従事人員 0.2人	53,405 千円	従事人員 0.2人			
事業の目標		補助対象路線数の維持			[目標設定理由] ・地域の実情にあわせて運行しているコミュニティバス路線を維持することにより、県民の移動手段を確保することができるため。					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		19年度実績	20年度見込み	21年度目標	達成率(%)		
			目標値	年度				H19	H20	H21
		補助対象系統数	219系統	-	180系統 (252 千円)	219系統 (244 千円)	219系統 (244 千円)	82.2%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・路線バス撤退後の代替交通や公共交通空白地域等における高齢者の生活の足としてコミュニティバスの運行の必要性は高い。 ・したがって、民間事業者単独では路線の維持が困難な地域において、県民の生活交通の足の確保の観点から支援を行う必要がある。								
	有効性	・利用者の減少等により路線バスが撤退する中で、市町との協調制度によって、その代替としてコミュニティバスが運行されており、着実に成果があがっている。 ・しかし、コミュニティバス運行路線が急増しており、今後の県負担の増加に伴う持続的な補助制度の維持が懸念される。								
	効率性	・1系統あたりの県負担額は低下していることから、効率的な運行が行われている。 ・補助制度として、標準的な収支不足単価を設定し、市町に対して効率的な運行を促す事業としている。								
	民間・市町との役割分担	・路線バス撤退後の代替交通や公共交通空白地域など、民間バス事業者単独では維持が困難な路線に対して、補助を行っている。 ・市町や地域が主体となって運行を計画し、市町が運行費の一部又は全部を負担する路線を補助対象としており、役割分担は適切に行われている。								
	受益と負担の適正化	・バス利用者に対しては、地域の実情に応じた利用料金が設定されている。 ・しかし、無償運行や100円均一など路線バスの運賃と比較して低廉な運賃で運行し、収入額が低い市町に対して、適正な受益者負担を求める必要がある。								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小		継続 統合		凍結(休止)		延長 終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更		事務改善	その他	
	説明	無償運行や100円均一運賃など低廉な運賃で運行している市町など、収入額の低い市町に対して適正な受益者負担を求める観点から、県内路線バスの初乗り運賃の平均額を基にした標準運賃収入(みなし収入)を設定し、補助の適正化を図る。								